

ソロクト・楽生院訴訟

会員のみなさまへ

韓国ソロクトと台湾楽生院の裁判についての東京地裁判決が、今月25日の午前中にそれぞれ出されます。

この裁判の意義および判決行動のお願いについては、HPに弁護団代表の国宗弁護士に「[ソロクト・楽生院訴訟 10月25日に連弾判決 ～判決行動への参加を～](#)」を書いて頂いています。

原告の方々が高齢であり、かつ裁判のたびにはるばるやって来られることなど大変な労苦を考え合わせても、たんに勝訴判決を勝ち取るだけでなく、その際には国が控訴を断念をするという解決が不可欠です。

国に控訴断念の決断を求める世論は、風まかせではなく自ら風を起こさなければ沸き上がりません。ハンセン病問題に関心を向ける様々な人達が会員となって設立したハンセン病市民学会は、ささやかな行動であっても、無関心でいることなくこの世論の風を起こすような取り組みをしていきたいと思えます。

そのために、次の2つのことを会員の皆様に呼びかけます。

Ⅰ 東京地裁判決に向けて東京で予定されている次の行動に、参加できる会員の皆様は、是非参加して下さい。

◇24日（月）18：30「前夜集会」（日本教育会館 一橋ホール）

◇25日（火） 10：00 ソロクト訴訟判決（東京地裁103号法廷）

10：30 楽生院訴訟判決（東京地裁103号法廷）

11：00 「判決説明会」（弁護士会館502、507）

11：30 「厚生労働省要請行動」（厚生労働省前）

18：30 「判決報告集会」（星陵会館ホ一

ル)

II 会員の皆様が参加している支援組織などで、勝訴の場合には控訴断念要請、敗訴の場合には不当判決抗議の記者会見・情宣活動・集会開催など、できる範囲で結構ですので判決行動をして下さい。

各地のマスコミは、東京の裁判所で作された判決に過ぎないという判断をすれば、通信社の配信記事をおさなりに掲載するだけに留まります。しかし、「全国各地」でこの判決に強い関心を寄せていると判断すれば、独自の報道をします。また、それが視聴者・読者の関心を引き起こすこととなります。

●裁判の詳細な情報は**弁護士HP**にもありますが、判決行動を考えようという方には裁判資料をお送りしますので、事務局までお知らせください。

●各地でどのような形でも、判決行動を起こすことにされた場合、お知らせいただければ、ハンセン病市民学会のHPに掲載していきます。

●判決当日、ハンセン病市民学会は「声明」を出すことを予定しています。各地の判決行動で、ハンセン病市民学会の声明を併せて読み上げていただける場合は、事前にメールないしFAXでお送り致します。事務局までお知らせください。

●富山では「ハンセン病問題ふるさとネットワーク富山」とハンセン病市民学会の共同記者会見を行い、声明文も連名にすることに致しました。また、熊本では事務局として記者会見をする予定です。

各地の判決行動は、会員の皆様が独自でされることも、ハンセン病市民学会と共催及び連名で声明を出されることも、ご自由にご判断下さい。

(2005年10月13日) ハンセン病市民学会

[←戻る](#) [TOP](#) [市民学会TOP](#) [進む→](#)